

医療介護総合確保促進法に基づく平成30年度県計画
（医療分）の概要について

1 地域医療介護総合確保基金（医療分）の状況

| | |
|---------------|-------------------------|
| 基金規模 | 934億円（国622億円，都道府県312億円） |
| 内示額 | 1,877,479千円（基金規模総額） |
| ① 病床機能分化・連携事業 | 917,600千円 |
| ② 在宅医療推進事業 | 189,004千円 |
| ③ 医療従事者養成確保事業 | 770,875千円 |

※国の留意事項等

事業区分①～③の区分間の額の調整は不可とする。

2 事業概要

① 病床機能分化・連携推進体制整備事業（917,600千円）

- （ア）医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備
（口腔ケア連携事業、
阿南医療センター整備支援事業、
病床機能分化・連携促進基盤整備事業 等）

② 在宅医療推進事業（189,004千円）

- （ア）在宅医療を支える体制整備
（在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業、
訪問看護体制支援事業 等）
- （イ）在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業
（在宅歯科医療連携室運営事業、
障がい者（児）歯科医療対応力向上事業 等）

③ 医療従事者養成確保事業（770,875千円）

- （ア）医師の地域偏在対策のための事業
（地域医療支援センター運営事業、臨床医確保対策推進事業 等）
- （イ）診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業
（産科医等確保支援事業、新生児医療担当医確保支援事業 等）
- （ウ）女性医療従事者支援のための事業
（女性医師等就労支援事業、離職歯科衛生士再就職支援強化事業 等）
- （エ）看護職員等の確保のための事業
（看護職員就業確保支援事業、へき地看護職員確保・定着推進事業 等）
- （オ）医療従事者の勤務環境改善のための事業
（小児救急医療体制整備事業、小児救急電話相談事業 等）